

1 協力隊員について

(1) 報償費

市では、隊員活動等に対して報償費を支給します。

(2) 雇用契約

協力隊員と市及び支援機関との雇用契約はありません。

注) 健康保険、年金などの社会保障制度に関する手続き及び税金の申告・納税などについて、市及び支援機関は関与いたしません。法令に従い、必要な手続き等を行ってください。

ただし、隊員の傷害保険については支援機関が加入します。

(3) 指示及び指導に従う義務

協力隊員は、市長及び支援機関の指示及び指導に従ってください。

(4) 活動時間及び期間

協力隊員の隊員活動等の活動時間及び期間は、1 日当たり 8 時間及び 1 か月当たり 20 日間とします。

* ただし、支援機関は、事業計画等によりあらかじめ協力隊員の了解を得ている場合に限り、協力隊員の 1 日当たりの活動時間及び 1 か月当たりの活動日数を調整できます。

* 支援機関の責任者は、業務日誌の別紙により隊員の業務内容及び業務日数を確認する際に、隊員の活動日数等の調整による変更を明らかにする。

(5) 就業活動等

協力隊員は、隊員活動等に支障のない範囲において就業活動等ができます。

(6) 地域行事等への参加

協力隊員は、居住している地域で開催される作業及び行事に参加してください。ただし、特別の事情がある場合は除きます。

(7) 活動状況の報告

協力隊員は、隊員活動等の状況について、次の書類を 1 か月毎に作成し、市長に提出してください。

①甲府市南北地域おこし協力隊員活動状況報告書（要綱第 9 号様式）

②甲府市南北地域おこし協力隊員業務日誌（要綱第 10 号様式）

* 業務日誌には、隊員活動等を行った日毎に、活動時間及び活動内容を記入し、支援機関の責任者の確認を受けてください。

* 支援機関の責任者は、業務日誌の別紙により業務内容及び業務日数を確認し、協力隊員が 1 箇月毎に作成する業務日誌に署名押印してください。

* 協力隊員は、報告書及び業務日誌を、翌月の 5 日までに市長に提出してください。

ただし、3月分は、事業実施年度の3月31日に提出してください。

(8) 休業日

協力隊員の休業日は、支援機関の例によります。

(9) 休暇

協力隊員は、別表の「休暇の原因」に応じ、それぞれ「承認を与える期間」の欄に定める期間については報償費を受け、隊員活動等を行わないことができます。ただし、協力隊員は支援機関に対して、原則として休暇を取得したい日の前日までに申し出てください。

別表 甲府市南北地域おこし協力隊員の休暇の取扱い

休暇の原因	承認を与える期間
年末年始休暇	12月28日から翌年1月3日までの間において支援機関が業務を行わない日
忌引き	配偶者、1親等の直系尊属、1親等の直系卑属の場合：3日
傷病休暇	隊員活動等に起因する傷病の場合：3箇月以内（医師の診断書が必要）
年次休暇	隊員活動等期間中1箇月につき1日以内で、支援機関の代表者の承認を受けた場合
特別休暇	その他、支援機関の代表者が特に必要と認め、市が承認した期間

2 協力隊員の報償費について

(1) 業務日誌等の審査

市長は、前項の報告書及び業務日誌の内容を審査し、適切と認められた場合は、提出された翌月の20日までに、協力隊員が指定した口座に報償費を振り込みます。

(3) 報償費の額

協力隊員の報償費は、月 208,000 円とします。ただし、報告書等により確認された隊員活動等の日数が 20 日に満たないときは、1 日当たり 10,400 円の日割り計算により支給します。

4 協力隊員の委嘱期間

協力隊員の委嘱期間は、1年以上3年以内とします。

*1年ごとに委嘱を行います。

5 委嘱の取消し

協力隊員が次のいずれかに該当する場合には、協力隊員の委嘱を解くことがあります。

- (1) 協力隊員から取消しの申出があった場合
- (2) 協力隊員に不良行為が認められた場合
- (3) 傷病、事故その他特別の理由により、隊員活動等の継続ができなくなった場合